

# 大規模集客施設等に対する時短要請協力金の概要

## 概要

- 県は、まん延防止等重点措置区域の指定を行った対象地域（長崎市、佐世保市）の大規模施設等に対して、営業時間短縮を8月27日（金）から9月12日（日）まで要請しています。  
8月27日から要請に応じられなかった場合には、8月29日までに要請に応じた場合が対象になります。
- 県の営業時間短縮の要請に全面的に応じていただいた対象大規模集客施設及びテナント事業者等に対して、協力金を支給します。

## 時短要請概要

### 【まん延防止等重点措置区域への時短要請】

- 1 内 容：営業時間を午後8時まで短縮すること
- 2 対象者：1,000㎡を超える大規模集客施設等
- 3 区 域：長崎市、佐世保市
- 4 期 間：8月27日（金）～9月12日（日）  
（17日間）

## お問い合わせ先

相談窓口：095 - 895 - 2618  
受付時間 平日の9時～17時45分

## 協力金概要

	大規模集客施設	テナント等
交付対象	時短要請に協力いただいた1,000㎡超の施設 (左記区域内) 詳細は別紙のとおり	左記の一部を賃貸するテナント等
交付額	1,000㎡毎に20万円 ×時短率( ) ×時短日数	100㎡毎に2万円 ×時短率( ) ×時短日数

時短率：要請に応じて短縮された営業時間 / 本来の営業時間

「要請に応じて短縮された営業時間」とは、時短を要請する時間帯（20時から翌日5時まで）の間において短縮した時間をいいます。

申請期間、窓口、申請方法等については、  
県ホームページをご確認ください。

# 大規模集客施設等に対する時短要請協力金の概要

<b>大規模集客施設運営事業者</b> (1,000㎡を超える大規模集客施設である場合) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行令第11条第1条各号に規程する施設	テナントまたは 特定百貨店店舗 有りの場合  特定百貨店とは 各店舗の売上が いったん百貨店等 に計上され、その 後分配されるもの (詳細は用語の定 義を参照)	<b>自己利用部分面積に係る協力金</b> 自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円( )×時短率 ×時短日数 ( )1,000㎡未満の場合は1,000㎡とみなす。
	テナント等 無しの場合	<b>自己利用部分面積にかかる協力金</b> 自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円( )×時短率 ×時短日数 ( )1,000㎡未満の場合は1,000㎡とみなす。
<b>テナント事業者</b> (大規模集客施設の一部を賃借等している場合)		<b>テナント事業者向け協力金</b> 100㎡毎に2万円( )×時短率×時短日数 ( )100㎡未満の場合の場合は100㎡とみなす。
<b>映画館運営事業者</b> (映画館が1,000㎡を超える大規模集客施設である場合)		<b>自己利用部分面積に係る協力金</b> 自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円( )×時短率 ×時短日数 ( )1,000㎡未満の場合は1,000㎡とみなす。
		<b>映画館運営事業者に関する協力金</b> <span style="float: right;">加算</span> スクリーン数×2万円×(要請期間中に時短で上映 できなくなった回数) / 本来上映予定回数×延べ日数
<b>映画配給会社</b> (映画館が1,000㎡を超える大規模集客施設である場合)		<b>映画配給会社に関する協力金</b> スクリーン数×2万円×(要請期間中に時短で上映 できなくなった回数) / 本来上映予定回数×延べ日数

時短率：要請に応じて短縮された営業時間 / 本来の営業時間  
 例) 本来の営業時間 午前11時～午後9時(10時間)のところ、時短要請に応じ 午前11時～午後8時までの1時間短縮営業とした場合  
 時短した時間(1時間) / 本来の営業時間(10時間) = 0.1

「要請に応じて短縮された営業時間」とは、時短を要請する時間帯(20時から翌日5時まで)の間において短縮した時間をいいます。

## 【参考】用語の定義

	用語	定義
1	大規模集客施設運営事業者	大規模集客施設の運営により収益を得る事業を行う者であって、施設の営業時間短縮等を決定する権限を有する者。 なお、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除く。
2	自己利用部分面積	大規模集客施設運営事業者自らが一般消費者向けの事業の用に直接供している部分であり、営業時間短縮要請に応じて営業時間短縮を行っている部分の面積 生活必需品売場及び生活必需サービスについては、営業時間短縮を要請していないので除くこととなります。
3	特定百貨店店舗	床面積が1,000㎡を超える百貨店等において事業を営む店舗で、以下の要件を全て満たす者。 <ul style="list-style-type: none"><li>・当該店舗の売上が当該百貨店等に入ったん計上され、その後分配される場合</li><li>・当該百貨店等から一定の区画の分配を受けている場合</li><li>・当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる場合</li></ul>

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設の  
うち、午後8時以降も開業する床面積が1,000㎡を超える施設

施設の類型	施設の種類	施設例
イベント関連施設等	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等
	集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
	ホテル等	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
イベントを開催する場合がある施設	運動施設	体育館、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、ゴルフ場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等
	博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等
参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設	遊技場	パチンコ店、ゲームセンター 等
	遊興施設	カラオケボックス、射的場、勝馬投票券販売所 等
	物品販売業を営む施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等 （生活必需物資を除く 別紙1-1参照）
	サービス業を営む店舗	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業 等 （生活必需サービスを除く 別紙1-1参照）

生活必需物資販売施設 豪奢品を除く	卸売市場
	食料品売場（移動販売店舗を含む）
	薬局・ドラッグストア
	コンビニエンスストア
	百貨店（生活必需品売場）
	スーパーマーケット
	ホームセンター（生活必需品売場）
	ショッピングモール（生活必需品売場）
	ガソリンスタンド
	靴屋
	衣料品店
	寝具小売業
	かばん・袋物小売業
	雑貨屋
	文房具屋
	酒屋
	本屋
	自転車屋
	家電販売店
	園芸用品店
	鍵屋
	家具屋
	建具小売業
	畳小売業
	宗教用具小売業
	金物・荒物小売業
	陶磁器・ガラス器小売業
	化粧品小売業
	新聞小売業
	時計・眼鏡・光学機械小売業
	たばこ・喫煙具専門小売業
	建築材料小売業
自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店	
花屋	

生活必需サービス	理髪店
	美容院
	銭湯（公衆浴場）
	郵便局
	メディア
	貸衣裳屋
	不動産屋
	結婚式場（貸衣装含む） 飲食店等への営業時間短縮要請対象施設を除く
	葬儀場・火葬場
	質屋
	獣医
	修理店（時計、靴、洋服等）
	ランドリー
	クリーニング店(取次店含む)
	ごみ処理関係
	神社
	寺院
	教会